

主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

記録によれば、原審における被上告人の抗弁には原審認定の事実上の主張を包含するものと認められないことはないから、第一点の所論は理由がない。また原判決が第二点所論の各事実を一々認定判示しないからといって、これがため直ちに所論の違法があるとはいえない。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	小	谷	勝	重
裁判官	池	田		克
裁判官	奥	野	健	一